

訓子府町から転出される方へ～各種手続きのお知らせ～

他の市町村に転出するときは、あらかじめ「転出の手続き」が必要です

転出の届け出時には、届け出をする方の本人確認ができるもの（運転免許証など顔写真付きのもの）をお持ちのうえ、町民課で届け出をしてください。

また、マイナンバーカードを所有している方は、マイナポータルを通じたオンラインでの届け出が可能です。詳しくは右記デジタル庁ホームページをご覧ください。

なお、まだマイナンバーカードをお持ちでない方は、町民課で申請サポートも行っていますので作成をご検討ください。

オンラインで届け出をした方も次の手続きは必要です。詳しくは、担当課へお問い合わせください。



■高齢者ハイヤー利用サービス、路線バス高齢者利用支援事業に登録されている方	
○高齢者交通利用サービス登録証⇒返還 ○ハイヤー・バスの各利用券⇒返還	
問合せ	企画財政課企画係（☎ 47-2115）

■印鑑登録をしている方	
転出（予定）日で自動的に訓子府町の登録は廃止されます ○印鑑登録証（赤い手帳）⇒返還	
■マイナンバーカード（顔写真付きのカード）を持っている方	
訓子府町での手続きはありませんが、転出先で手続きがあります（カード交付時に登録した数字4桁の暗証番号が必要になります） ○マイナンバーカード（顔写真付きのカード）	
問合せ	町民課戸籍年金係（☎ 47-2203）

■スクーター、トラクター、フォークリフト、125cc未満のバイクなどを所有している方	
住所変更または廃車の届け出が必要です ○廃車する車両のナンバープレート⇒返還 ○印鑑	
問合せ	町民課町民税係（☎ 47-2193）

■犬を飼っている方	
訓子府町での手続きはありませんが、転出先で手続きをしてください。犬を誰かに譲るときは、飼い主の変更が必要です	
問合せ	町民課町民生活係（☎ 47-2203）

■公営住宅に入居されている方	
公営住宅の退居届が必要です ○入居者の印鑑 ○本人の金融機関の口座番号が分かるもの（できれば通帳）	
問合せ	建設課総務管理係（☎ 47-2118）

■上下水道をご利用の方	
転出日、転出先をお知らせください	
問合せ	上下水道課業務係（☎ 47-2118）

■小中学生のお子さんの転校手続き	
在学中の学校で「在学証明書」と「教科書給与証明書」を受け取ってください	
問合せ	教育委員会管理課学務係（☎ 47-2122）

■国民健康保険に加入している方	
○国民健康保険被保険者証⇒返還 ○印鑑	
■後期高齢者医療制度に加入している方	
○後期高齢者医療被保険者証⇒返還 ○本人の金融機関の口座番号が分かるもの（できれば通帳）	
■重度心身障害者、ひとり親家庭等、子ども医療費助成制度に該当している方	
○受給者証⇒返還 ○印鑑	
問合せ	福祉保健課医療給付係（☎ 47-5555）

■児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当を受けている方	
○印鑑 ○通知カードまたはマイナンバーカード（顔写真付きのカード） ○児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書	
■在宅福祉サービスを受けている方	
○印鑑	
問合せ	福祉保健課社会福祉係（☎ 47-5555）

■介護保険第1号被保険者の方（65歳以上）	
○介護保険被保険者証⇒返還 ○本人の金融機関の口座番号が分かるもの（できれば通帳）	
問合せ	福祉保健課介護保険係（☎ 47-5555）

■妊婦（産婦）一般健康診査受診票の交付を受けている方	
○妊婦一般健康診査受診票、産婦一般健康診査受診票⇒返還	
問合せ	福祉保健課健康増進係（☎ 47-5555）

■温泉保養センター「ことぶき利用券」を持っている方（65歳以上）	
○ことぶき利用券（白い券）⇒返還	
問合せ	農林商工課経済林務係（☎ 47-2116）

水道の使用開始・中止の届け出を

営農用などを目的に散水栓を設置されている方に、使用期間の実態に合わせた水道料金を負担していただいています。

使用開始および使用中止に当たっては、あらかじめ町に届け出が必要なため、直接、役場上下水道課で手続きを行うか、電話での手続きも受け付けていますので、必ず使用開始・中止の届け出を行ってください。

転出・転居および使用者変更の場合は、窓口での届け出が必要ですので、忘れずに行ってください。

■問合せ 上下水道課（☎ 47-2118 役場1階 窓口5番）